

令和元年9月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、ノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）、電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 5件  
（うち液晶テレビ1件、電気ストーブ（オイルヒーター）1件、  
ノートパソコン1件、扇風機1件、電動アシスト自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 10件  
（うち電気掃除機（充電式、スティック型）2件、  
玩具（電動エアガン）1件、タブレット端末1件、  
接続ケーブル（太陽光発電システム用）1件、  
リチウム電池内蔵充電器1件、折りたたみ椅子（入浴用）1件、  
ヘアドライヤー2件、電動アシスト自転車1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) シャープ株式会社が製造した長期使用の扇風機についての注意喚起

(管理番号：A201900458)

#### ①事象について

シャープ株式会社（法人番号：6120001005484）が製造した扇風機を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（40年以上）された製品

#### ②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損したりしている。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

同社は、2007年（平成19年）9月7日から「長年ご使用の扇風機についてのお知らせとお願い」としてウェブサイトにて注意事項を掲載し、不具合がある場合には使用を中止するよう呼び掛けています。

【問合せ先】

シャープ株式会社 お客様相談室

電話番号：0120(078)178（固定電話、PHS）  
：0570(550)449（携帯電話）

受付時間：9時～18時（月～土）  
9時～17時（日・祝日）  
※年末年始を除く。

ウェブサイト：[http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan\\_info.html](http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html)

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/160614kouhyou\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf)

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL/問合せ先
SANYO  新日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	<a href="https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psef080430.html">https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psef080430.html</a> 扇風機相談室 電話番号:0120-34-0979 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。) ※ 同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで昭和52年以前の販売機種か否かがチェックできます。 <a href="http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/search.html">http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/search.html</a> <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 <a href="http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html">http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html</a> 株式会社富士通ゼネラル <a href="http://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/">http://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/</a>
SHARP	シャープ株式会社	<a href="http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html">http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html</a> お客様相談センター 電話番号:0120-078-178(固定電話、PHS) 0570-550-449(携帯電話) 受付時間:月曜~土曜:9:00~18:00 日曜・祝日:9:00~17:00 (年末年始を除く。)
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社 (現 東芝ホームテクノ株式会社)	<a href="https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm">https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm</a> 東芝生活家電ご相談センター 電話番号:0120-1048-76 0570-0570-33(携帯電話、PHS) 受付時間:月曜~土曜:9:00~18:00 日曜・祝日:9:00~17:00 (事業者休日を除く。)
National	松下精工株式会社 (現 パナソニックエコシステムズ株式会社)	<a href="https://panasonic.co.jp/ls/pes/info/important/e-fan.html">https://panasonic.co.jp/ls/pes/info/important/e-fan.html</a> 扇風機ご使用相談窓口 電話番号:0120-880-107 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。)
HITACHI	株式会社日立製作所 (現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	<a href="http://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html">http://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html</a> 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号:0120-3121-11 050-3155-1111(携帯電話、PHS) 受付時間:月曜~土曜:9:00~17:30 日曜・祝日:9:00~17:00 (年末年始を除く。)
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	<a href="http://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html">http://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html</a> 広報IR部広報課 電話番号:0120-12-6504(携帯電話、PHS利用可) 受付時間:9:00~17:00(土日祝日を除く。) 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号:0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	<a href="http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html">http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html</a> 問合せ窓口 電話番号:0120-490-499 受付時間:9:00~17:30(土日祝日・事業者休日を除く。)
森田電工 MORITA	森田電工株式会社 (現 株式会社ユーイング)	<a href="http://www.uing.u-tc.co.jp/anounce/doc/a07091201.html">http://www.uing.u-tc.co.jp/anounce/doc/a07091201.html</a> 問合せ窓口 電話番号:0120-911-597 受付時間:9:00~17:00(土日祝日・事業者休日を除く。)

(2)株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201900451）

①事件事象について

店舗で株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入した当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品のACアダプターを含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコールを実施（無償部品交換）  
回収率：14.4%（2019年8月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900451）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	4	火災	2014年度	0	—
2018年度	8	火災	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

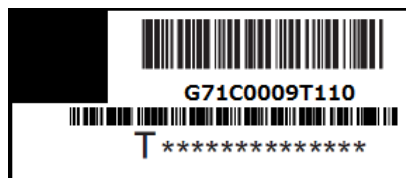
#### < A Cアダプターの外観及び確認方法 >

A Cアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

G71C0009S210



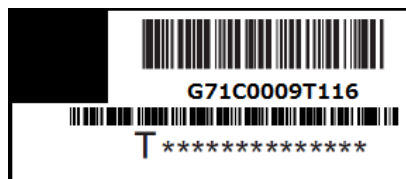
G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからA Cアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

D y n a b o o k 株式会社「dynabook A Cアダプター交換窓口」

電 話 番 号 : 0120 (008) 772

受 付 時 間 : 9時~19時 (土・日・祝日・事業者指定の休業日を除く。)

ウェブサイト : [http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806\\_aca.htm](http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm)

### (3) ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車について

(管理番号：A201900459)

#### ① 事故事象について

使用者（80歳代）がヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、転倒し、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

#### ② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について、無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

##### ○ 消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

##### ○ 経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

#### ③ 対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a>	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a>	2004年10月 ～ 2015年1月	266,275
合	計		3,431,188

2019年（令和元年）6月24日からリコールを実施（無償点検・改修）



### <リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900459）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	13	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

### <対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



### <車両情報の確認方法>

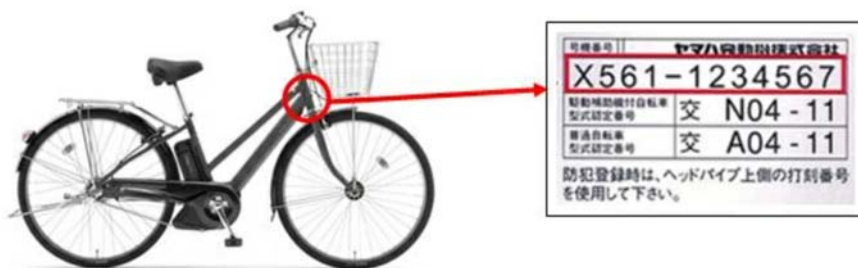
お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

#### ○ブリヂストンサイクルブランドの場合





## ○ヤマハ発動機ブランドの場合



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bsycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900449	令和元年8月17日	令和元年9月5日	液晶テレビ	42Z2	株式会社東芝(現 東芝映像ソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	青森県	
A201900450	平成31年3月26日	令和元年9月5日	電気ストーブ(オイルヒーター)	H110812TC	デロンギ・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品からオイルが噴出し、足に火傷を負った。現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900451	令和元年8月28日	令和元年9月5日	ノートパソコン	dynabook T451/35DR	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられる。	滋賀県	平成30年6月22日 からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率14.4%
A201900458	令和元年8月25日	令和元年9月6日	扇風機	PJ-305KF	シャープ株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	滋賀県	製造から40年以上 経過した製品 平成19年9月7日 から使用上の注意の 呼び掛けを実施(特 記事項を参照)
A201900459	令和元年8月1日	令和元年9月6日	電動アシスト自転車	PM24NL	ヤマハ発動機株式会 社	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	神奈川県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和元年8月 29日 令和元年6月24日 からリコールを実施 (特記事項を参照)

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900447	令和元年8月25日	令和元年9月5日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201900448	令和元年8月10日	令和元年9月5日	玩具(電動エアガン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和元年8月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月2日
A201900452	令和元年8月20日	令和元年9月5日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201900453	令和元年8月23日	令和元年9月5日	タブレット端末	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201900454	令和元年8月25日	令和元年9月5日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和元年9月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900455	令和元年8月14日	令和元年9月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201900456	令和元年6月	令和元年9月6日	折りたたみ椅子(入浴用)	重傷1名	当該製品を使用中、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月27日
A201900457	令和元年8月26日	令和元年9月6日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和元年9月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900460	令和元年8月23日	令和元年9月6日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたがフェンスに衝突し、転倒、左足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201900461	令和元年8月21日	令和元年9月6日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和元年9月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

液晶テレビ（管理番号:A201900449）

